

周南市中小企業等省エネ対策設備導入等支援補助金

申請要領

1. 趣旨

エネルギー価格、物価高騰の影響を受けている市内事業所の事業継続と経営改善を図るため、既存設備を省エネルギー設備に更新する事業を実施する中小企業者を支援します。

2. 補助対象者（以下の全てを満たす者）

- (1) 周南市内に事業所を有する者
- (2) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む）
- (3) 中小企業信用保険法第2条第1項第1号の政令で定める「農林水産業」「金融・保険業」以外の業種に属する事業を営んでいる者
- (4) 令和6年4月1日時点で事業を行っており、今後も事業を継続する意思がある者

≪中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者≫

※下記のいずれかの基準を満たす会社または個人事業主

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金（出資金）の額	常時使用する従業員の数
①小売業	5,000万円以下	50人以下
②サービス業	5,000万円以下	100人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

3. 対象外事業者

- (1) 周南市に納税義務のある税を滞納している者
- (2) 周南市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 政治的活動又は宗教的活動を目的とした事業を行っている又は行おうとする者

4. 補助率・補助上限額等

- (1) 補助率：補助対象経費（税抜き）の2分の1（千円未満切り捨て）
 - (2) 補助上限額：上限40万円
- ※1事業者あたり1回限りの申請となります。

5. 補助対象経費及び対象設備

(1) 補助対象経費：周南市内の事業所における、省エネルギー設備への更新にかかる費用
(本体費用、据付工事、配線・配管工事、運搬費、撤去処分費等)

※要確認事項※

- ・ 交付決定を受ける前に更新済みの設備は対象外です。必ず事前に申請を行い、交付決定を受けてから着手してください。
- ・ 既存設備を更新する場合のみ対象となります。新規導入設備は対象外です。
- ・ 中古品の購入は対象になりません。
- ・ 自宅兼事務所については、居住部分と事務所部分が明確に区分されていれば、事務所部分の設備更新費用のみ対象となります。
- ・ 国、県その他地方公共団体等の同一目的の補助金の交付を受けているものは対象外です。
- ・ 周南市内の事業者（工事業者・販売店）に発注する必要があります。ただし、自社施工は対象外です。
- ・ 令和6年12月27日（金）までに設備の更新及び支払いを完了し、実績報告書を提出する必要があります。

(2) 対象設備及び要件

下記対象設備のうち、要件を満たすもの

対象設備	事 例	要 件
高効率空調 (エアコン等)	電気式パッケージエアコン、ガスヒートポンプエアコン 等	次のいずれかに該当する製品 ア. 経済産業省の「令和4年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品 ^(※2) イ. 経済産業省の「令和5年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業費補助金(Ⅲ)設備単位型」において、補助対象設備として登録、公表されている製品 ^(※3)
業務用給湯器	業務用ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器（ガス・石油）	
高性能ボイラ	蒸気ボイラ、温水ボイラ	
冷凍冷蔵設備	電気冷蔵庫、電気冷凍庫 等	
制御機能付き LED照明器具 ^(※1)	無線式調光制御設備、有線式調光制御設備 等	

※1…制御機能付きLED照明器具は、蛍光灯器具、白熱灯器具等から更新する場合に限りです。

※2…『経済産業省の「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品』の調べ方

ホームページ <https://sii.or.jp/shitei04r/search/> から対象となる製品を検索できます。

同ホームページに掲載されているもののうち、上記の表に記載されている設備が対象となります。

※3…『経済産業省の「令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金(Ⅲ)設備単位型」において、補助対象設備として登録、公表されている製品』の調べ方

ホームページ <https://sii.or.jp/setsubi05r/search/> から対象となる製品を検索できます。

同ホームページに掲載されているもののうち、上記の表に記載されている設備が対象となります。

6. 交付申請にあたっての注意事項

- ・必ず着手前に申請を行い、市の交付決定を受ける必要があります。交付決定前に着手したものについては対象となりません。
- ・工期の遅れなどの理由により、実績報告書の提出期限（令和6年12月27日）までに事業が完了できない場合は、補助対象外となります。受注業者に日程等を十分に確認した上で申請してください。
- ・交付決定額は、交付申請時の見積額により算定しますので、補助事業終了後の補助対象経費の支払額が交付申請時の見積額を下回った場合には、補助金額も減額します。
- ・交付決定後に当初の予定より補助対象経費が増額し、補助対象経費の支払額が交付申請時の見積額を上回った場合でも、交付決定額が上限となりますので、補助金額は増額しません。
- ・更新する設備の型番等に変更がある場合は、事前に変更届を提出する必要がありますので、事務局までご相談ください。

7. 申請期間

令和6年4月15日（月）～令和6年10月31日（木）【当日消印有効】

※ただし、予算額に達した場合受付を終了します。

8. 申請方法

原則、郵送にて申請

- ・紛失等を防ぐため、簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
- ・封筒には差出人の住所・氏名を必ず記載してください。

(送付先) 〒745-8655 周南市岐山通1-1
周南市役所 商工振興課

9. 交付申請時提出書類

	提出書類	備考
1	申請書（様式第1号）	
2	同意書兼誓約書（様式第2号）	
3	更新設備の見積書	・メーカー及び型番の記載があるもの ・申請者宛の宛名の記載があるもの
4	更新設備が要件を満たしていることがわかる資料	・「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C）指定設備導入事業」または「令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型」のホームページ画面（登録製品であることが分かる部分）を印刷したもの
5	事業所平面図	・設備を設置する場所に印を付けてください。

6	更新前設備の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・①設置場所全体、②更新前設備の拡大、③事業所外観の3枚の写真を提出してください。(市ホームページに掲載している「貼付台紙」を活用してください。) ・カラーで印刷してください。
7	事業実態(資本金・従業員数・業種等)が確認できるもの ※確定申告書は、受付印または電子申告の受付番号の記載があること	法人の場合(下記のいずれかを提出) <ul style="list-style-type: none"> ・直近の確定申告書類の写し(法人税申告書別表一および法人事業概況説明書) ・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
		個人の場合(直近の確定申告書類の写しを提出) <ul style="list-style-type: none"> (白色申告の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・所得税確定申告書の第一表、収支内訳書(1面) (青色申告の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・所得税確定申告書の第一表、青色申告決算書(1面・2面) <<R6.4.22 追加>>

※上記の他に、要件の確認のため別途他の書類の提出を求める場合があります。

10. 支払方法について

支払方法は、下記のいずれかの方法とします。

※支払方法により、実績報告時の添付書類が異なりますのでよく確認してください。

支払方法	添付書類	備考
現金	領収書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・日付、宛名及び摘要欄に記入があること(宛名が申請者名または屋号でないものは対象外) <<R6.4.22 追加>>
口座振込(銀行振込)	振込依頼書の写し (金融機関領収印のあるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・振込依頼人(振込元)は、法人は法人名、個人事業主は代表者名が記載されていること ・利用した金融機関名、振込額、振込先及び振込日が確認できること ・通帳の写し(表紙及び口座の該当箇所の提出でも可)
口座振込(ATM)	ご利用明細書の写し	
インターネットバンキング	取引・振込明細書 (または振込が確認できるもの)	

11. 実績報告について

工事が完了し、代金の支払いを行った上で、令和6年12月27日(金)までに実績報告書を市に提出して下さい。内容を審査し、補助金額の確定を行います。

- ・原則、郵送にて提出してください。
- ・実績報告書提出後、市が現地調査を行う場合があります。

1 2. 実績報告時提出書類

	提出書類	備考
1	実績報告書（様式第7号）	
2	領収書等、補助対象経費に係る支出を証明する書類	・支払方法によって添付書類が異なります。※4ページ参照 ・金額に変更があった場合は、変更後の内訳がわかる書類も必要です。（明細書、請求書等）
3	更新後設備の写真	・①設置場所全体、②更新後設備の拡大の2枚の写真を提出してください。（市ホームページに掲載している「貼付台紙」を活用してください。） ・カラーで印刷してください。

1 3. 補助金の請求について

市から補助金額確定通知書を受け取った後に、請求書等を提出してください。

- ・原則、郵送にて提出してください。
- ・請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。（請求書受領後1か月程度かかります。）
- ・申請者名義以外の口座への支払いはできません。

1 4. 請求時提出書類

	提出書類	備考
1	請求書（様式第9号）	
2	振込口座の名義と口座番号が分かる通帳の見開き部分のコピー等	

1 5. その他

様式等は 市ホームページからダウンロードできます。

- ・URL：<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/32/110954.html>

【問い合わせ先】

周南市 産業振興部 商工振興課 商工労働担当

- ・住所：〒754-8655 周南市岐山通1-1
- ・電話：0834-22-8819
- ・ファックス：0834-22-8357
- ・メール：shoko@city.shunan.lg.jp

参考：補助金申請から交付までの流れ

